

液化石油ガス法に係る事務の市町への移譲について

令和5年4月
広島県危機管理監消防保安課

- 液化石油ガス法に係る事務の一部（液化石油ガス設備工事関係）は、市町への事務移譲を行っています。（実際の事務は、それぞれの市町を管轄する消防本部(局)が行います。）
液化石油ガス設備工事を行う事業者の方は、市町を管轄する消防本部（局）に届出等を行ってください。
- **令和5年4月1日より、広島市については液化石油ガス法の事務が法定移譲されます。**
これにより、事務移譲後も県で実施していた**広島市内の販売事業の登録、保安機関の認定、貯蔵施設等・充てん設備の許可に関する事務は、広島市が実施することとなります。**
※詳細については、別紙「液石法事務の指定都市長への移譲について」を参照してください。

【液化石油ガス法に係る事務の処理機関(概要)】

※法定移譲により、広島市内の液化石油ガス法の事務は一部を除き、広島市が行います。

事務の内容	対象事務	液化石油ガスの販売・保安を行う場所、貯蔵施設・充てん設備を設置等する場所	処理機関	文書の宛先	担当部署	住所及び電話番号	
移譲事務	①～⑥	広島市	広島市	広島市消防局長	消防局 予防部 指導課	〒730-0051 広島市中区大手町五丁目 20-12 (082)546-3482	
		海田町					
		熊野町					
		坂町					
		安芸太田町					
	廿日市市吉和地域						
	① 液化石油ガスの販売事業に係る許可、届出に関する事	⑤、⑥	呉市	呉市	呉市消防局長	消防局 予防課	〒737-0811 呉市西中央三丁目 1-9 (0823)26-0323
			三原市	三原市	三原市消防長	消防本部 予防課	〒723-0051 三原市宮浦一丁目 22-2 (0848)62-2101
	② 保安機関業務に係る認定、届出に関する事	⑤、⑥	尾道市	尾道市	尾道市消防局長	消防局 予防課	〒722-0051 尾道市東尾道 18-2 (0848)55-9123
			福山市	福山地区 消防組合	福山地区 消防組合 管理者	消防局 予防課	〒720-0825 福山市沖野上町五丁目 13-8 (084)928-1192
	③ 液化石油ガス販売事業者に係る認定、届出に関する事	⑤、⑥	府中市	備北地区 消防組合 消防局	備北地区 消防組合 消防本部 消防長	消防本部 予防課	〒728-0012 三次市十日市中三丁目 1-21 (0824)63-1191
			神高高原町				
	④ 貯蔵施設及び充てん設備に係る許可、届出に関する事	⑤、⑥	三次市	大竹市	大竹市長	消防本部	〒739-0605 大竹市立戸一丁目 2-10 (0827)54-0119
			庄原市				
	⑤ 液化石油ガス設備工事に 関すること	⑤、⑥	東広島市	東広島市	東広島市 消防局長	消防局 予防課	〒739-0021 東広島市西条町助実 1173-1 (082)422-6347
			竹原市				
			大崎上島町				
	⑥ 上記に関連する立入検査、 改善命令等の行政措置 に関する事	⑤、⑥	廿日市市 (吉和地域を除く)	廿日市市	廿日市市 消防本部 消防長	消防本部 予防課	〒738-0033 廿日市市串戸一丁目 9-33 (0829)30-9232
安芸高田市			安芸高田 市	安芸高田市 消防本部 消防長	消防本部 予防課	〒731-0501 安芸高田市吉田町吉田 751-1 (0826)42-0931	
⑥ 上記に関連する立入検査、 改善命令等の行政措置 に関する事	⑤、⑥	江田島市	江田島市	江田島市長	消防本部 予防課	〒737-2133 江田島市江田島町鷺部二丁目 17-5 (0823)40-0353	
		府中町	府中町	府中町長	消防本部 予防課	〒735-0022 安芸郡府中町大通三丁目 5-9 (082)286-3119	
⑥ 上記に関連する立入検査、 改善命令等の行政措置 に関する事	⑤、⑥	北広島町	北広島町	北広島町 消防本部 消防長	消防本部 消防課	〒731-1531 山県郡北広島町大字春木 516 (0826)72-0119	
		上記以外の液化石油ガス法に 関すること	県内全域	県	広島県知事	危機管理 監 消防保安課	〒730-8511 広島市中区基町 10-52 (082)513-2791

注) 消防本部（局）への申請等手数料の支払いは、現金払いとなります。

※ 不明な点は 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 広島県危機管理監 消防保安課 危険物・高圧ガスグループ (TEL 082-513-2791 ダイヤルイン) までお問合せください。